

教私第2021号
令和3年9月10日

各私立学校設置者 様
各私立小・中・高・中等教育学校長 様
各私立幼稚園長 様
各私立専修学校（高等課程）・各種学校（外国人学校）校長 様

大阪府教育庁私学課長

私立学校園における今後の教育活動について（通知）

令和3年9月9日、政府において新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更され、大阪府は、緊急事態宣言措置を実施すべき期間について令和3年9月30日まで延長することとされました。これを受け、同日、第58回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、府立学校における今後の教育活動について、別添資料のとおり決定いたしました。

私立学校園には、引き続き、延長期間中においても令和3年8月18日付け教私第1897号により、また、部活動につきましては令和3年8月25日付け教私第1933号により、それぞれ通知した下記要請内容についてご協力いただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があります。引き続き状況の変化及び提供できる情報が入り次第お知らせします。

記

1 期間

令和3年9月30日（木）まで

2 要請内容（令和3年8月18日付け教私第1897号、令和3年8月25日付け教私第1933号を整理したものです。）

○授業について

- ・分散登校や短縮授業は行わず、通常形態（1教室40人まで）を継続する。
- ・毎日の健康観察や基本的な感染症対策を徹底し、感染リスクの高い活動は実施しない。

【制限する教育活動等】

- ・長時間、密集又は近距離で対面形式となる活動等を行わない。

例）＊音楽：室内で児童生徒等が近距離で行う合唱

＊体育：児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動

＊家庭：児童生徒等同士が近距離で活動する調理実習

【参考】「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（令和3年度版）」（市町村立学校園版）

- ・感染拡大により不安を感じて登校しない児童生徒等については、オンライン等を活用して十分な学習支援を行う。

○修学旅行等、泊や府県間の移動を伴う行事について

- ・原則延期する。
- ・延期が困難な場合は、感染防止策を徹底したうえで以下の条件を満たした場合にのみ実施する。
 - ・旅行（移動）先の都道府県が大阪からの受け入れを拒否していない
 - ・事前に滞在先（宿泊）の保健所と調整を行い、児童生徒・教職員が陽性となった場合でも、現地での受入体制が整っている
 - ・参加する児童生徒、引率する教職員に、事前にPCR検査を実施

○学校行事（文化祭・体育祭）について

- ・感染リスクの高い活動（飲食物の提供、騎馬戦等）は実施しない。

○部活動について

- ・原則休止とする。

※ただし、公式大会やコンクール、発表の場への参加及び参加に向けての活動については、従前のおり、感染防止対策を徹底したうえで、活動時間を短縮して実施する。なお、いずれの場合においても、十分な感染症対策を講じるとともに、感染リスクの高い活動は実施しない。

【添付資料】

- ・府立学校における今後の教育活動について
(第58回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議資料)
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う市町村立学校園の対応について(鑑のみ)
(令和3年9月9日付け大阪府教育委員会教育長通知)

(お問い合わせ先)

大阪府教育庁私学課

小中高振興グループ

山本、浅野 (06-6941-0351 内線 4835)

幼稚園振興グループ

成相、菅 (06-6941-0351 内線 4816)

専各振興グループ

江藤、大東 (06-6941-0351 内線 4862)